

自ら学び続ける教職員研修支援事業に係わる講師報償費の計算について

以下の支給基準を参考にしてください。

研修講師等に対する謝金（報償費）支給基準

◆一般研修講座

講師の区分		支給額(1時間あたり)
大学等の研究者	教授	13,000 円以内
	准教授	8,000 円以内
	講師・助教(専門学校等を含む)	6,000 円以内
専門家	医師・弁護士・公認会計士	13,000 円以内
	その他(注)	6,000 円以内
企業	(経営者等)	8,000 円以内
著名人・タレント		50,000 円以内

注)「専門家（その他）」の例としては、薬剤師、理学療法士、歯科衛生士、看護師、司法書士、栄養士、土地家屋調査士、救命救急士、保健師、臨床心理士、社会保険労務士などのほか、有資格者に限らない。

注) 県職員等公務員は旅費のみの支給とする。

1時間未満の端数は、1分単位で計算し、計算により生じた1円未満の端数は切り捨てる。

自ら学び続ける教職員研修支援事業に係わる講師旅費の計算について

「岐阜県職員等旅費条例」「岐阜県職員等旅費条例施行規則」に準じて計算してください。